利用約款【DCS：SmartDB・InsuiteX 共通版】改定 新旧対応表

※変更のあった項・号を抜粋して記載しています（号番号の繰下げのみで内容に変更のない箇所は本文を省略）。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
表題		利用約款【DCS(ドリーム・アーツ　クラウドサービス)：SmartDB 版】	利用約款【DCS(ドリーム・アーツ　クラウドサービス)：SmartDB・InsuiteX 共通版】	対象サービスに InsuiteX を追加し、共通版に変更。
第 2 条（約款の変更）		（現行の末尾）…契約者に事前に通知します。	…契約者に事前に通知します。変更の手続きは民法そのほか法令に従うものとします。	末尾に一文を追加。変更要件が法令上求められるため、予告期間等を設けて改定する趣旨を明記。
第 3 条（用語の定義）	**(1)号**	契約者が利用申込書に基づき購入する製品またはサービスをいいます。	契約者が利用申込書に基づき購入する製品またはサービスをいい、本サービスの内容は別紙「サービス内容」、「プラン内容」及びその他関連資料に定めるとおりとします。	別紙参照文言を追加。
	(5)号〔新設〕	*（該当なし）*	（5）契約者関連会社等 契約者のグループ法人（子会社、兄弟会社、過半数の議決権を有している会社等）、団体、組合、取引先等を指します。	新設。これに伴い旧(5)SLA→新(6)号、旧(6)SLO→新(7)号に繰下げ（内容変更なし）。
	(8)〜(10)号〔新設〕	*（該当なし）*	（8）本サービス用設備とは、DA が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、または本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。但し、本条（10）に定義する電気通信設備等を除きます。 （9）契約者設備とは、契約者が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、または本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。 （10）電気通信設備等とは、電気通信事業者等の第三者が管理する本サービス提供のために必要なサービスまたは設備等を指します。	新設。責任分解の観点から設備を 3 区分に整理。
第 4 条（本サービスの内容）	**1 項**	本サービスの内容は、別紙「サービス内容」及び「プラン内容」に定めるとおりとします。	本サービスの内容は、本約款第 3 条（1）に定めるとおりとします。	参照先を別紙から第 3 条(1)の定義に変更。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 6 条（利用期間と契約単位）	**4 項**	本サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。	本サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。なお、この場合、新たな契約が締結されたものとみなします。	更新後は新契約として扱う旨を追加。
第 8 条（利用契約の成立）	**1 項**	…なお、利用申込書は電子契約形式等で提出・受領することができるものとします。	…なお、利用申込書は電子契約形式等で提出・受領することができるものとします。なお、本サービスの内容のうち利用申込書に特に記載ある事項については、当該記載が優先して適用されます。	利用申込書の記載を特約として優先適用する旨を追加。
	旧 2 項→新 2・3 項	2. 本サービスは、利用申込書または DA の定める方法によって登録された場合に限り、契約者の属するグループの法人、団体、組合、取引先等に使用させることができるものとします。	2. 本サービスは、DA の承諾を受けた場合に限り、契約者関連会社等に使用させることができます。 3. 前項に規定する対応をした場合、契約者は、契約者関連会社等に本約款を順守させるものとし、本約款及び関連約款において、契約者関連会社等の行為は契約者の行為とみなします。	対象を「契約者関連会社等」の定義に統一し、要件を「DA の承諾」に変更。3 項を新設し、契約者関連会社等の行為を契約者の行為とみなす旨を追加。
第 13 条（サービス提供の停止）	**(4)号**	この約款及び利用契約に違反する行為で、DA の業務の遂行又は DA の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。	この約款及び利用契約に違反する行為で、DA の業務の遂行又は DA の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に修正（用語統一）。
	(6)号	契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき。	契約者が、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき、もしくは重要な財産について、仮差押え、差押え、滞納処分を受けたとき。	仮差押え・差押えは「重要な財産について」の場合に限定し、滞納処分を追加。
	(10)号〔新設〕／旧(10)→(11)号	（10）その他、DA が客観的な裏付けをもって不適切と判断するとき。	（10）DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき。 （11）その他、DA が客観的な裏付けをもって不適切と判断するとき。	停止事由を新設。旧(10)号は(11)号に繰下げ。
第 14 条（サービス提供の中止）	**(1)(2)号**	（1）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき。 （2）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき。	（1）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等の保守上、又は工事上やむを得ないとき。 （2）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等に障害が発生したとき。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に修正（用語統一のみ）。
	(4)号〔新設〕／旧(4)→(5)号	（4）その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。	（4）DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき	中止事由を新設。旧(4)号は(5)号に繰下げ。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
			（5）その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。	
第 16 条（サービス利用の制限）	**2 項**	本サービスをご利用の契約者は本サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。	本サービスをご利用の契約者は本サービスの提供に関わる電気通信設備等に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に修正（用語統一のみ）。
第 18 条（利用契約の解除）	**1 項**	…各プランに定める期日までに解除の旨を DA が定める方法により通知するものとします。解約希望通知が各プランで定める期日に間に合わなかった場合、…	…各プラン等に定める期日までに解除の旨を DA が定める方法により通知するものとします。解約希望通知が各プラン等で定める期日に間に合わなかった場合、…	「プラン」を「プラン等」に修正。
第 21 条(料金等の計算方法)	**(2)号**	（2）契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は各プランで定める期限に従うものとします。	（2）契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は各プラン等で定める期限に従うものとします。	「プラン」を「プラン等」に修正。
第 29 条(ソフトウェア等の管理)	**1 項(3)(4)号〔新設〕**	*（該当なし）*	（3）契約者は、本サービスの利用に関し、DA の指示に従って適切に設定、管理し、利用すること （4）契約者は、契約者設備を適切に設定、管理したうえで本サービス利用すること	新設。責任分解の観点から契約者側の義務を明記。
	3〜5 項〔新設〕	*（該当なし）*	3. 契約者は、契約者設備に関連して、本サービスの不正アクセスにつながる恐れのあるセキュリティインシデント（認証情報の漏洩、マルウェア感染等）を検知した場合、直ちに DA に通知しなければならないものとします。 4. 前項の場合、契約者は、DA が原因究明及び被害拡大防止のために求めるシステムログ、アクセス履歴等の情報提供及び調査に合理的な範囲で協力するものとします。 5. 契約者は、本サービスの脆弱性や不具合、障害の情報を独自に認識した場合、これを DA の事前の承諾なく第三者に開示してはならず、当該情報を DA に通知するものとします。	新設。インシデント通知義務、調査協力義務（合理的な範囲に限定）、脆弱性等情報の無断開示禁止を規定。
第 30 条(アカウントの管理)	**3 項〔新設〕／旧 3 項→4 項**	3. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに DA にその旨を連絡する…	3. 契約者は、割り当てた ID を複数人で利用させてはいけません。 4. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに DA にその旨を連絡する…（旧 3 項と同内容）	ID 共用禁止を 3 項として新設。旧 3 項は内容そのまま 4 項に繰下げ。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	5 項〔新設〕	*（該当なし）*	5. DA は本サービスの保守・運営・セキュリティ対策上、合理的に必要と認める場合は本サービスへのアクセスに関し制限・更新を行うことができるものとします。	新設。DA によるアクセス制限・更新の権限を明記。
第 32 条(電子メールによる応答義務)	**1 項**	契約者は、常に DA からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、DA から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。	契約者は、常に DA からの電子メール等が、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレス等に確実に到達しうるようにし、DA から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。	「電子メール」「メールアドレス」を「電子メール等」「メールアドレス等」に修正。
第 33 条(禁止行為)	**(1)号**	（1）法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。	（1）本約款に違反もしくは法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。	「本約款に違反もしくは」を追加。
	(14)号	（14）本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。	（14）過度な負荷を本サービス用設備等に課す行為等本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。	「過度な負荷を本サービス用設備等に課す行為等」を追加。
	(22)号	（22）他人の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。	（22）ID の使いまわしを含む他人の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。	「ID の使いまわしを含む」を追加。
	(23)(24)号〔新設〕	*（該当なし）*	（23）DA が提供するソフトウェア、システム、プログラムその他本サービス利用設備について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する解析行為及びこれを助長する行為 （24）契約者が認識した本サービスの脆弱性情報、不具合の情報、障害情報等や本サービスの利用により知りえた情報を、DA の事前の承諾なく公開する行為	新設。リバースエンジニアリング等の禁止、脆弱性・不具合情報等の無断公開禁止を追加。
	旧(23)号→新(25)号	（23）その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。	（25）その他、他人の権利、法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。	号番号が(23)→(25)に繰下げ。「他人の法的利益」を「他人の権利、法的利益」に修正。
第 34 条(損害賠償)	**2 項**	DA は、本サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、DA がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を…	DA は、DA が契約する電気通信設備等の提供事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、DA が当該提供事業者等から受領する損害賠償額を…	対象をクラウド事業者を含む「電気通信設備等の提供事業者」に修正（定義整理に伴う）。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 35 条(免責)	**(4)号**	（4）DA が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入。	（4）DA が第三者から導入し、合理的な評価を受けているコンピュータウイルス対策ソフトによっても防げない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入。	免責の判断基準を「パターン未提供」から「合理的な評価を受けたソフトでも防げない」基準に変更。
	(6)号	（6）DA が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害。	（6）DA が定める手順・指示・設定・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害。	「手順・セキュリティ手段等」を「手順・指示・設定・セキュリティ手段等」に拡張。
	(9)号	（9）電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。	（9）電気通信設備等の不具合に起因して発生した損害。	通信役務に限らずクラウド事業者の設備故障等も含める形に修正。
	旧(11)(12)号→新(11)号	（11）再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき DA に過失等の帰責事由がない場合。 （12）その他 DA の責に帰すことのできない事由。	（11）その他 DA の責に帰すことのできない事由。	旧(11)号（再委託先の選任・監督無過失）を削除し、第 42 条へ移設。旧(12)号が(11)号に繰上げ。
第 37 条(データ等の利用)	**1 項**	1. DA は、本サービスの利用を通じて取得したデータ等その他一切の情報を、法令で定められている範囲を超えて、また、次の各号に掲げる利用目的の範囲を超えて利用することはありません。	1. データの定義については以下の通りとします。 入力情報：契約者がサービスの利用を通じて本サービスに入力したデータ等その他一切の情報 利用状況データ：本サービスの申込み、契約管理、または利用に関連して取得する契約者情報、アカウント情報、利用状況情報、ログ情報、設定情報等その他本サービスの運営上・保守に必要な情報	「入力情報」「利用状況データ」の定義を新設（1 項が定義規定に変更）。
	2 項〔新設・実質旧 1 項の書き換え〕	（現行 1 項の利用制限規定に相当）	2. DA は、以下の各号の目的に必要な利用状況データを対象として、当該目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。また、以下の各号のうち第 5 号、第 11 号を除く目的に必要な入力情報を対象として、当該各号目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。なお、DA は、利用状況データ及び入力情報について、法令の要請がある場合、また契約者から予め同意を得た場合はその範囲内においても利用できるものとします。	利用状況データ・入力情報それぞれの利用目的規定として再構成。入力情報は第 5 号・第 11 号を除く目的に限定。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	(5)号／旧(6)号〔削除〕	(5) 契約者に合わせた本サービス上の情報、広告配信のカスタマイズのため (6) 本サービス及び当社又は DA グループ会社が提供するサービスに関する案内のため	(5) 契約者に合わせた本サービス上の情報の表示、新たな機能又は連携サービスの案内を適切に行うため	旧(5)(6)号を統合し、広告配信・マーケティングを除いた目的に変更。これに伴い旧(7)〜(13)号が(6)〜(12)号に繰上げ。
	旧(12)号→新(11)号	年代、所属、業種、規模その他の観点から分析することにより…本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析、マーケティングを行うため	年代、所属、業種、規模その他の観点から分析することにより…本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析を行うため	「マーケティング」の文言を削除。
	旧(13)号→新(12)号	(13) 前各号に付随する本サービスの提供・維持・改善・開発のため	(12) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント対応・モニタリング対応のため	「保守」「セキュリティインシデント対応」「モニタリング対応」を追加。
	3 項〔新設・実質旧 2 項の書き換え〕	2. DA は、契約者の承諾がない限り、当該契約者の情報を第三者に開示又は共有することはありません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。	3. DA は、以下の各号の目的に必要な内容の利用状況データのみを対象として、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。また、以下の各号のうち、第 2 号及び第 3 号を除く目的に必要な内容の入力情報について、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。なお、利用状況データ及び入力情報において、契約者のあらかじめの承諾がある場合は、当該承諾の範囲内において第三者に開示又は共有することがあります。	第三者提供の対象に「入力情報」（第 2 号・第 3 号を除く目的）を追加し、契約者の事前承諾がある場合の規定を新設。
	3 項(9)号〔新設〕	*（該当なし）*	(9) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント、モニタリング対応のため	第三者提供が認められる目的として新設。
	旧 3〜6 項→新 4〜7 項	（旧 3〜6 項）	（新 4〜7 項。内容変更なし）	内容の変更はなし（項番が 1 つずつ繰下がったのみ）。
第 39 条(解約時のデータ・ソフトウェア等)		第 18 条(利用契約の解除)により、利用契約が解除された場合、DA の責による場合を除き、サーバ内のデータ、ソフトウェア等は削除されます。	第 18 条(利用契約の解除)により、利用契約が解除された場合、DA が契約終了と判断した日から 30 日を経過した時点でサーバ内のデータ、ソフトウェア等は削除されます。	削除時期を「契約終了と判断した日から 30 日経過時点」とし、保存期間（猶予）を新設。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 42 条(再委託)		DA は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を…再委託と連帯して賠償に任じます。	DA は、電気通信設備等の利用を除き、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を…再委託先と連帯して賠償に任じます。但し、連帯責任に関しては、DA が再委託先への選任又は監督に過失がない場合はこの限りではありません。	冒頭に「電気通信設備等の利用を除き」を追加。「再委託と」の脱字を「再委託先と」に修正。末尾に無過失免責の一文を追加（第 35 条旧(11)号から移設）。
第 52 条（優先規定）〔新設〕／第 53 条（付則）		第 52 条（付則）：改訂履歴（〜2021 年 6 月 11 日）	第 52 条（優先規定）：SLA・SLO 等の関連契約より本約款が優先する旨を新設（別途特段の合意がある場合を除く）。 第 53 条（付則）：改訂履歴に「このサービス利用約款は、2026 年 12 月 1 日に改訂されました。」を追加。	条番号が第 52 条→第 53 条に繰下がり、第 52 条(優先規定)を新設。改訂日は 2026 年 12 月 1 日。（既存の履歴と表記を統一）